

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 兵庫支部 高齢・障害者業務課が行う「障害者雇用納付金制度」について

■障害者の雇用について、わが国では、共生社会の実現のため、「**障害者の雇用の促進等に関する法律**」いわゆる「**障害者雇用促進法**」において、雇用義務が定められています。どれくらいの人数を雇用すべきかは、従業員数、いわゆる雇用労働者数に対する一定の割合で決められており、**現在は、労働者数が40人以上の事業主は必ず雇用を行わなければなりません。**



また、その雇用を促進するため、「**納付金制度**」が設けられています。この法律では、「納付金申告」の他、雇用状況を把握し、各企業に対しハローワークによる助言や指導等を行うための「**障害者雇用状況報告（6-1報告）**」の申告義務があります。類似しておりますが、別個の手続きですのでご注意ください。

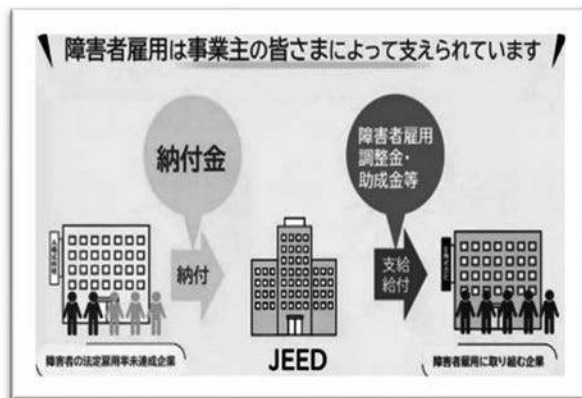
■障害者の雇用にあたっては、施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理が必要など、経済的負担を伴うことから、雇用義務を果たしている事業主と、そうではない事業主とは、**経済的負担に差**が生じます。このような点を考慮し、事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、助成や援助を行うことにより、障害者雇用の水準を高めるために設けられた制度です。

法律では、事業主の義務として、「**常時雇用する労働者**」のうち一定の割合以上の障害者を雇用することが義務付けられています。この一定割合のことを「**法定雇用率（2024年4月より、2.3%から2.5%へ引き上げ）**」といい、「**常時雇用する労働者が100人を超える事業主は、申告義務事業主**」と定められ、毎年、法定期限内に申告申請を行っていただきます。なお、雇用を達成していても申告は必要です。

■納付金制度では、雇用しなければならない障害者の数を目標の基準とし、この基準よりも、雇用する障害者の数が下回る事業主は、**納付金**を納めていただき、基準よりも上回っている事業主は、納付金を財源に**調整金**が支給され障害者雇用に係る事業主間の経済的負担の調整を行います。

また、常用雇用労働者100人以下の申告義務がない事業主において、多数の障害者を雇用している場合、**報奨金**の支給申請が行える制度です。

詳しくは、令和7年2月6日から3月14日にかけて開催します「**令和7年度障害者雇用納付金制度事務説明会**」にご参加ください。制度の概要、申告納付及び支給申請に必要な事務手続と**令和7年度からの改正点**についてご説明いたします。



【主な改正点】

1. 障害者の法定雇用率の引上げ 2.3 % ⇒ 2.5 %
2. 特定短時間労働者の重度障害者、精神障害者の実雇用率への算定
3. 特例給付金の廃止
4. 一定数を超えて障害者を雇用する場合、超過人数分の調整金及び報奨金の支給額を調整



説明会の申込はこちらです。



■障害者雇用納付金関係制度に基づく助成金があります。

納付金を財源に各種の障害者雇用促進の助成金として活用されます。

障害者雇用納付金関係制度に基づく助成金は、先ほど述べた障害者納付金が財源です。雇用する障害者個々の障害特性から生じる就業上の課題を解決するために事業主等が、施設・設備の整備等や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行わなければ、障害者の新規雇い入れ、雇用の継続が困難であると認められる場合に、当該措置を行う事業主等にその費用の一部を助成しています。

これらの助成金を効果的に活用した事例を紹介します。

事例1 ～ 職場に適応していくための企業在籍型職場適応援助者の支援 ～

【企業在籍型職場適応援助者助成金】

精神障害のあるAさんは、特例子会社B社に勤務しています。勤務するなかで、ストレスがたまると体に痛みが出ることや、複数の指示を受けると余裕がなくなりミスが増えるという悩みを抱えていました。その悩みを解消するためにB社は、助成金の活用を想定し、必要な支援が常時できるよう企業在籍型職場適応援助者（企業在籍型ジョブコーチ）の資格を有するCさんを配置し、計画に基づきAさんの支援を始めました。Cさんは、ストレスをためないための休憩の仕方をAさんに助言し、自身を客観的にふり返るための業務日誌の作成やミスを少なくできるような業務マニュアルの作成などを行いました。Aさんは、Cさんの支援で自身の抱える悩みを解消する方法を身につけることができ、いままでよりも安心して勤務に励んでいます。

事例2 ～ 中途障害者の職場復帰に配慮したトイレ改修工事 ～

【障害者作業施設設置等助成金（第1種作業施設設置等助成金）】

F社で生産管理を担当していたGさんは、健康診断で指摘を受け、再検査により直腸がんが見つかり、人工肛門造設の手術を受けました。しばらく入院し休職していましたが、その後体調も回復し職場復帰が可能となりました。ところが、F社にはオストメイト対応トイレがなく、Gさんは定期的に近隣の公共施設の多機能トイレで処理やストーマ装具の交換・洗浄を行うことが必要となりました。そこでF社は、助成金を活用し、社内のトイレをオストメイト対応トイレに改修しました。社内にオストメイト対応トイレが整備されたことにより、Gさんの負担は軽減され、中途障害を負う前と同様に活躍しています。

※これらの制度については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）兵庫支部 高齢・障害者業務課へお問い合わせください。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
兵庫支部

〒661-0045
尼崎市武庫豊町 3-1-50
ポリテクセンター兵庫 内

高齢・障害者業務課
TEL:06-6431-8201
FAX:06-6431-8220

アクセス

・阪急電鉄「武庫之荘」駅北口より阪神バス「武庫営業所」行き（45・46系統）乗車10分「武庫豊町」下車すぐ

